

A scenic view of a traditional Japanese garden. In the foreground, a large, vibrant red maple tree stands prominently on the left. To its right, a traditional Japanese building with a green tiled roof and a wooden veranda is situated on a small island in a pond. The building is surrounded by lush greenery, including pine trees and other shrubs. In the background, a dense forest of green trees covers a hillside. The water in the pond is calm, reflecting the surrounding landscape. In the bottom right corner, there is text in Japanese.

清澄庭園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I	公園の概要	2
1	都市計画の概要	
2	開園の概要	
3	主な公園施設	
4	成り立ち・基本的な性格	
5	周辺の土地利用・自然環境	
6	利用概況及び特色	
7	整備計画等	
II	目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	6
1	目指す姿及び重点取組	
2	ゾーン別基本方針	
III	図面・写真	11
	現況平面図	
	周辺土地利用図(空中写真)	
	周辺土地利用図(地図)	
	占用基準を緩和する区域図	
	園内の写真	
IV	資料編	14
	公園の沿革	
	利用状況等データ	
	主な催し物	
	主な活動団体	
	関連する行政計画等	

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称	東京都市計画公園第65号清澄公園
位 置	江東区清澄二・三丁目各地内
面 積	9.66ha
種 別	特殊公園（歴史）
決定告示	（当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

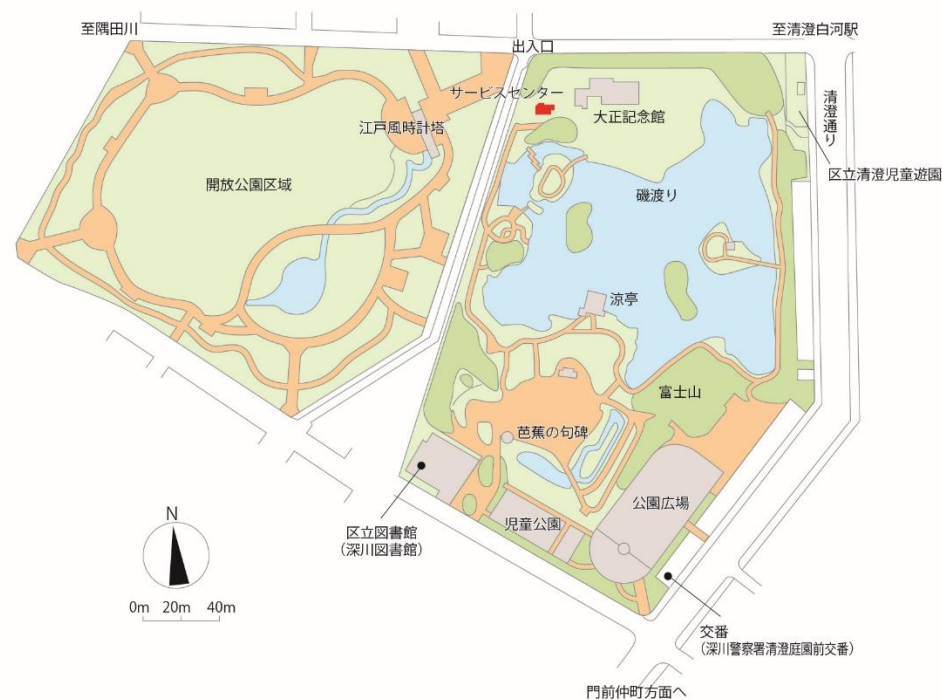
2 開園の概要

名 称	都立清澄庭園（きよすみていえん）
開 園 日	昭和7年7月24日
開園面積	81,091.27㎡（令和7年2月1日現在）
公園種別	特殊公園（歴史）
入 園 料	一般150円、65歳以上70円 ※小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料
所 在 地	江東区清澄二・三丁目
アクセス	都営地下鉄大江戸線・東京メトロ半蔵門線「清澄白河」

3 主な公園施設

管理事務所、大正記念館、磯渡し、涼亭、富士山、芭蕉の句碑、公園広場、児童公園、江戸風時計塔、区立図書館、区立清澄児童遊園

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本園は区部東部に位置する都市計画公園である。明治 11 年、三菱財閥の岩崎彌太郎が社員の慰安や貴賓を招待するために造成した庭石が特徴的な庭園である。園内には、河田小三郎設計の日本館、ジョサイア・コンドル設計の洋館、また、英国のキッチナー元帥を迎えるために作られた涼亭などがあった。しかし、大正 12 年の関東大震災により涼亭以外は焼失し、また、庭園も西側を中心に壊滅的な被害を受けたが、庭園に避難した約 1 万人は難を免れることができた。岩崎家は庭園の果たす防災機能を重視し、翌 13 年、破損の少なかった東半分を公園用地として東京市に寄付し、昭和 7 年から一般公開された。庭園部は、昭和 54 年に東京都の名勝指定を受けている。

本園は文化財庭園として、その歴史的文化的価値を広く後世に伝える役割を担っており、また、歴史・文化・自然を兼ね備えた庭園として、都市空間にうるおいと風格を与え、多くの人々に利活用されることによって現代の文化的生活に寄与する役割を有している。庭園は、泉水・築山・枯山水を主体にした廻遊式庭園である。昔は仙台堀川から水を引き、潮の干満により池の景観が微妙に変化したといわれる。池の周りには、岩崎家が全国から収集した奇石名石 50 余りが巧みに配置され、さながら「石庭」の観を呈している。庭園の西側に隣接する開放公園には、芝生広場、池と流れなどがあり、また、サクラが 20 本ほど植えられ、春の花見の場となっており、地域のレクリエーション拠点としての役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び江東区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

また、平成 16 年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められた。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1) 周辺の土地利用

- ・公園の北部に都営地下鉄大江戸線、東京メトロ半蔵門線の清澄白河駅が位置し、そこから徒歩 3 分ほどに位置する。
- ・公園東側が住商混在、西側には企業の工場や倉庫が立地し、公園を堺に東西の土地利用が変わる。
- ・公園北部は戸建て住宅、寺、教育施設、商店等が混在した土地利用が為される。幹線とは隔たれ喧騒さはそれほど感じられない。寺地には緑が繁茂し、庭園から続く緑地帯と一体化する。
- ・公園南東部は、清澄通りを軸として、四方に小路が広がり、下町風情をのこした商住一帯型の建物が多く軒を連ねている。また沿道は高層のビルが建つ所も多く、高密な土地利用がなされる。
- ・公園南西部の隅田川から続く仙台堀川を挟んだ両側には、中高層のマンション、オフィスビルなどが多数立地する。

(2) 自然環境

- ・公園部は、関東大震災、第二次世界大戦などの大きな被害を受けており、復旧や改修などにより、植栽地の土壌の攪乱や、ガレキ塊などの埋立てが行われたため、砂質土壌に多くのコンクリート塊や礫等の混入がみられる。
- ・公園部の敷地の大半は、比較的軟らかく腐植に富んだ土層が 10～15 cm 程度ある土壌で形成されているが、下層部にグライ層が出現する区域があり、排水の不良な所がみられる。
- ・庭園部には、多くの野鳥が見られる。

6 利用概況及び特色

(庭園部)

春の花見の時期に利用者が多く、年輩の方が多くみられる。土日の来園が多い。利用者の目的は庭園鑑賞であり、泉水の周囲を回遊して鑑賞する姿が多くみられる。

(開放公園部)

地域からの家族連れや、子供の利用が多い、広場では、活動的な遊びが行われ、その周辺を取り囲む歩道は、犬の散歩や、ウォーキングなどに利用されている。

①泉水

広い池に三つの島を配し、数奇屋造りの建物、水面に小島、木々の陰を映す庭園の要となっている。昔は隅田川から水を引き、東京湾の潮の干満によって微妙に変化したといわれるが、現在は雨水でまかなっている。

②名石

岩崎家が自社の汽船で全国の名石を各地から集め、園内に配置したものである。その代表的な石には、伊豆磯石、伊予青石、生駒石、伊豆式根島石、佐渡赤玉石、相州真鶴石、備中御影石、加茂真黒石、京都保津川石、讃岐御影石、根府川石などがみられる。このほかに敷石や磯渡りの石を含め、無数の石が配置されている。

③涼亭

日本情緒を豊かに醸し出す数奇屋造りの涼亭は、明治 42 (1909) 年に国賓として来日した英国のキッチナー元帥を迎えるために、岩崎家が建てたものである。昭和 60 (1985) 年、全面改修工事を行い現在に至っている。

④芭蕉の句碑

最も有名な「古池や かわづ飛び込む 水の音」の句を刻んだ石碑が園内に立てられている。もとは隅田川の岸边にあったものを、護岸工事のときに移したものである。

⑤大正記念館

大正天皇の葬儀に用いられた葬場殿を移築したものであったが、戦災で消失し、昭和 28 (1953) 年に貞明皇后の葬儀殿の材料を使って再建され、現存する記念館は平成元 (1989) 年 4 月に全面改築されたものとなっている。

⑥磯渡し

池の端に石を飛び飛びに置いて歩けるようになっている。

⑦富士山

全山がツツジとサツキ植栽で、別名を「つつじ山」という。本庭園内では、最も大きな築山であり、毎年 5 月上旬には、山全体が花で燃えたつように色付く。

⑧公園部

広場を中心に分散する四つの玄関口、樹林地、児童遊園がこれを取り巻いている。地域住民の憩いの場として利用されている。

7 整備計画等

(1)清澄庭園の保存管理計画書(平成25年3月)

この保存管理計画の目的は、文化財庭園の保存や復元を行い、その価値を高めるとともに、庭園を貴重な歴史的文化遺産として保護し、次世代へと伝えていくことである。また同時に、文化財庭園の魅力を引き出すことで、都民が誇れる「水と緑と歴史」を有する貴重な拠点となり、多くの人々に利活用されることにより、現代の文化的生活の向上に寄与するものである。この保存管理計画の考え方にに基づき、適切に庭園の管理運営を行っていく。

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：3,800 m²

江東区清澄三丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、作庭意図を踏まえた質の高い管理を行うとともに、日本庭園の技術を継承していく。また、伝統文化の体験プログラムや、庭園の魅力・価値を伝える展示の充実を推進していく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取り組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っている。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 震災時の避難場所として非常用発電設備や防災照明の整備を計画的に行います。

(2) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練を定期的に実施します。防災の歴史を学べる場としても機能強化していく。

(3) 文化財庭園の保存・復元と管理の充実

【施策4 歴史と文化をまもる】

- 文化財保護法に基づき、名勝などに指定された文化財庭園を適切に保存するとともに、計画的な修繕を行うなど、その価値や魅力を向上させます。
- 伝統的な庭園管理技能を次世代に引き継ぐとともに、鑑賞空間としての庭園の魅力を向上させるため、庭園の景観を構成する植栽の管理を充実させます。
- 文化財庭園における伝統文化の体験プログラムや、ICT 技術の活用等により庭園の魅力や価値を伝える展示を充実させます。

(4) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(5) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(6)観光資源としての魅力向上

【施策6 にぎわいをふやす】

- 文化財保護法に基づき名勝に指定された文化財庭園を適切に保存するとともに、池護岸の計画的な修繕を行うなど、その価値や魅力を向上させます。(再掲)
- 文化財庭園における伝統文化の体験プログラムや、ICT 技術の活用等により庭園の魅力や価値を伝える展示を充実させます。(再掲)

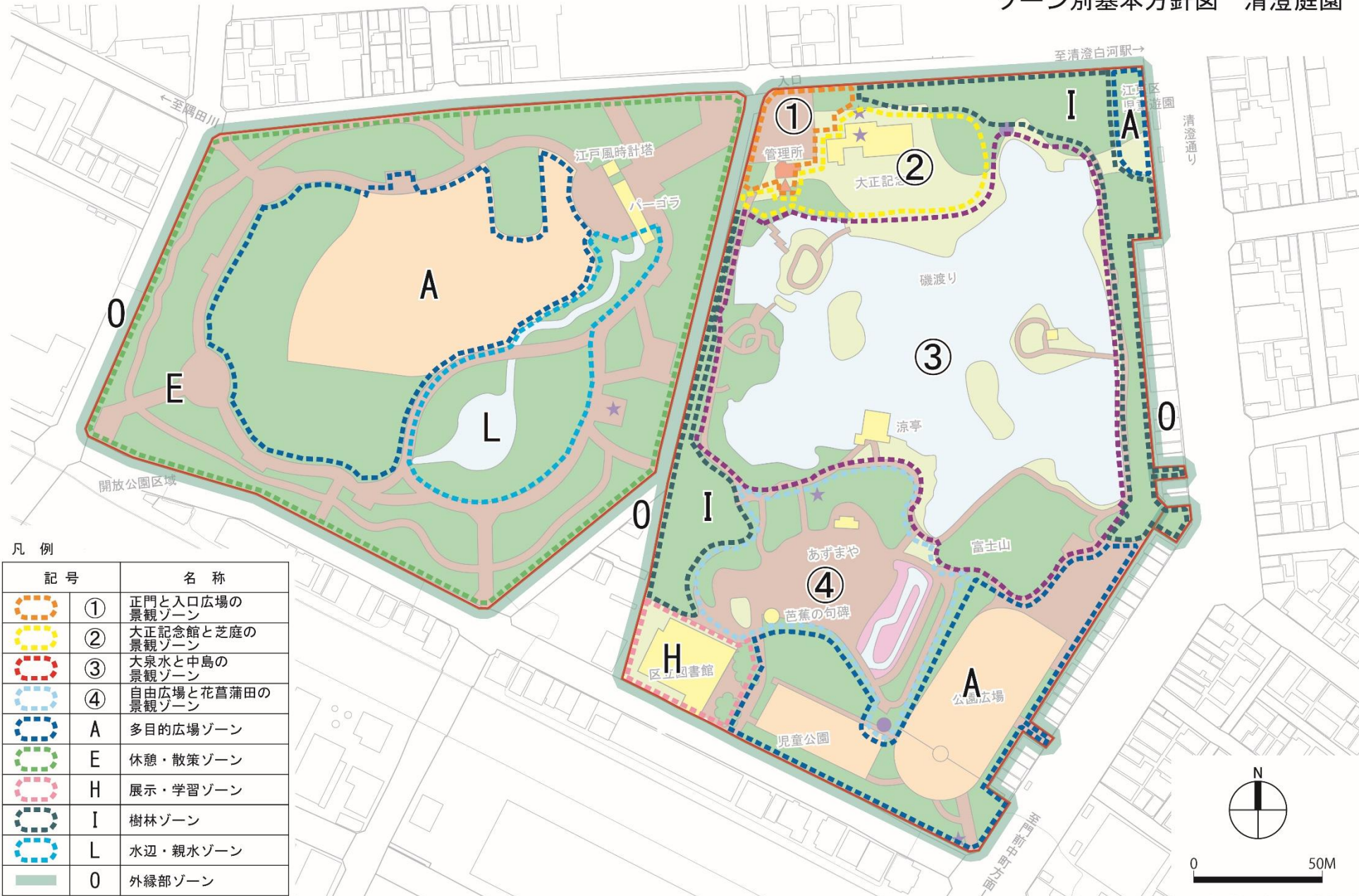
(7) 情報発信や案内機能の強化

【施策6 にぎわいをふやす】

- 都立以外の庭園や文化施設等とも連携し、東京の庭園文化の魅力等を国内外に広く発信します。

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 清澄庭園



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

庭園部分に関しては、庭園のもつ特性を正確に把握し、各時代の作庭意図を尊重しつつ、「保存管理計画」に基づき、文化財庭園としての価値と内容を確保する。

泉水、築山、枯山水を主体とした回遊式庭園で、庭園内に配置された庭石が景観を特徴づけており、大泉水を中心に据えた回遊動線からの景観を強く意識した維持管理を行う。また、植栽管理上は、庭園周辺の建築物の遮蔽効果にも留意する。

現在の庭園の主要な構成物である、大泉水の地割、護岸、庭石、築山は作庭時の状態を伝え、庭園の貴重な価値となっているため、維持管理にあたっては、保存を念頭においた配慮をする。

維持管理にあたっては、庭園のもつ静謐な空間を損なうことのないように、作業等について格段の配慮をする。

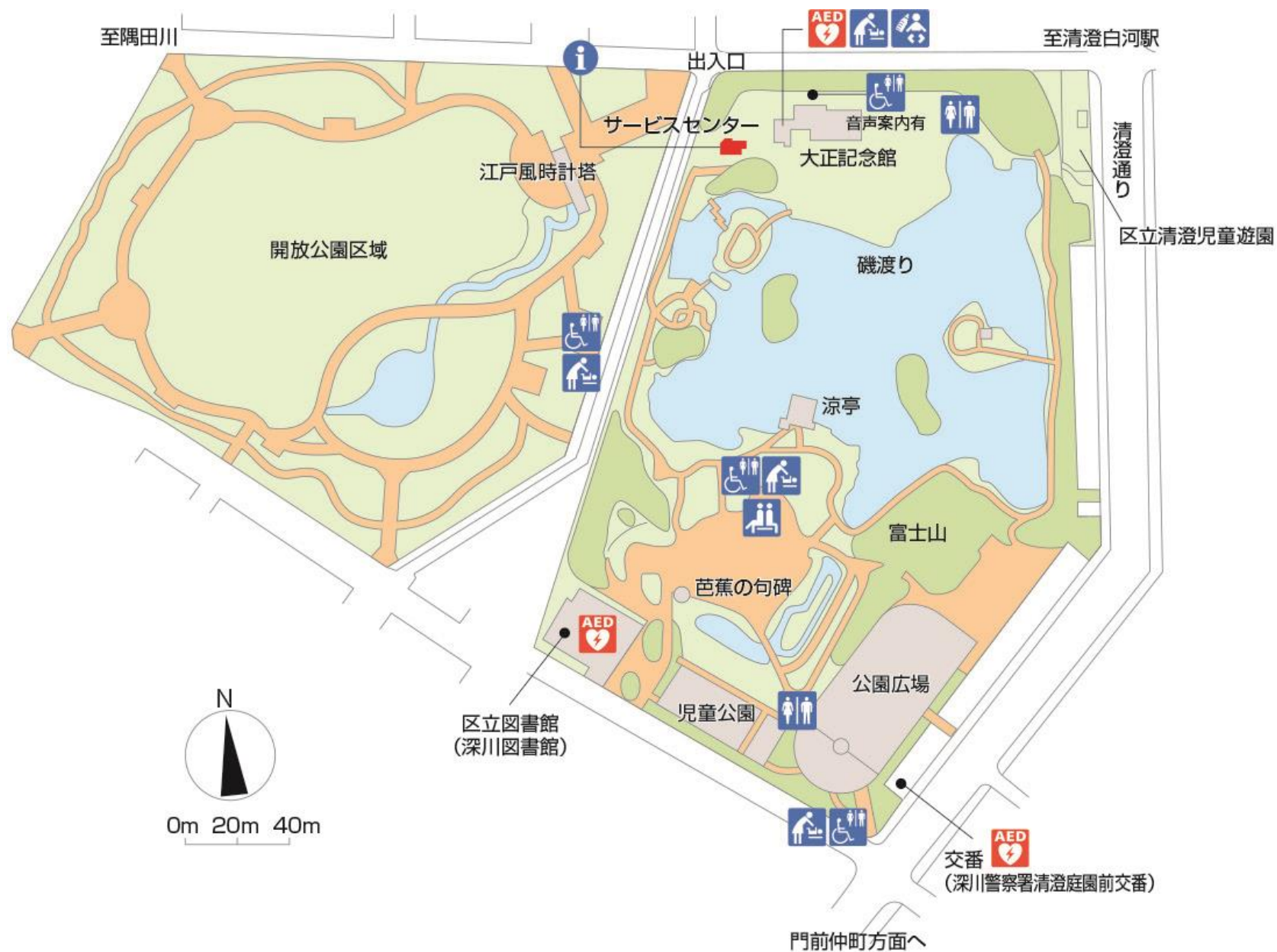
記号	区分	基本方針
①	正面の入口 広場の景観 ゾーン	庭園部分に入る前の集合離散、情報提供、券売、駐輪、手洗いなどの機能を有する広場として、植栽地の裸地を無くし、低木や地被の形やエッジを明確にするなどに留意した管理を行う。
②	大正記念館 と芝庭の 景観ゾーン	作庭期に意図された観賞方向や目の高さを参考にしながら、植栽や景石、石造品などの手入れを行う
③	大泉水と中 島の景観 ゾーン	大泉水周りの動線に沿って点在するビューポイントからの景観を常に意識しながら行うようにする。また、大泉水護岸は景観地区によって、渓谷、磯、芦辺など、その意匠が変化するので、護岸石組や景石、水辺植栽については、それら表現のモチーフとなった川の上流や中流、下流などの自然風景をイメージして保全、管理を行う。また、作庭期には大泉水周りや中島にマツなど老樹、名木、奇木が多数あったとされるが、関東大震災により全て失われていることから、今後は数少ない震災前の史資料を参考にしながら、植栽の育成と管理を検討する。
④	自由広場と 花菖蒲田の 景観ゾーン	菖蒲田の景の維持と自由広場の各施設が公園的にならないような景の管理を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場 ゾーン	・利用者のレクリエーションと憩いなど広く利用されるゾーン 軽運動や散策など、安全で快適な利用に対応していく。
E	休息・散策 ゾーン	・公園部の外周園路を中心とする休息・散策ゾーン 散策や休憩など、安全で快適な利用に対応していく。
H	展示・学習 ゾーン	・図書館が位置するゾーン 運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した管理を行う。
I	樹林ゾーン	庭園周辺における高層ビルの出現に対しては、十分な遮蔽効果を発揮できていない現状にあるため、管理にあたってはこれらの遮蔽効果を優先に、庭園景観との調和も意識して植栽管理を行う。

記号	区分	基本方針
L	水辺・親水 ゾーン	・池と流れからなる水辺・親水ゾーン 修景や夏季の水遊びなど、安全で快適な利用に対応していく。
O	外縁部 ゾーン	・民有地等や公道に接する公園外縁部 本庭園及び公開公園の外縁部は適切に管理し、民有地等に対して良好な景観の提供を図る。民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、直接的な悪影響等を及ぼさないよう適切な維持管理をする

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



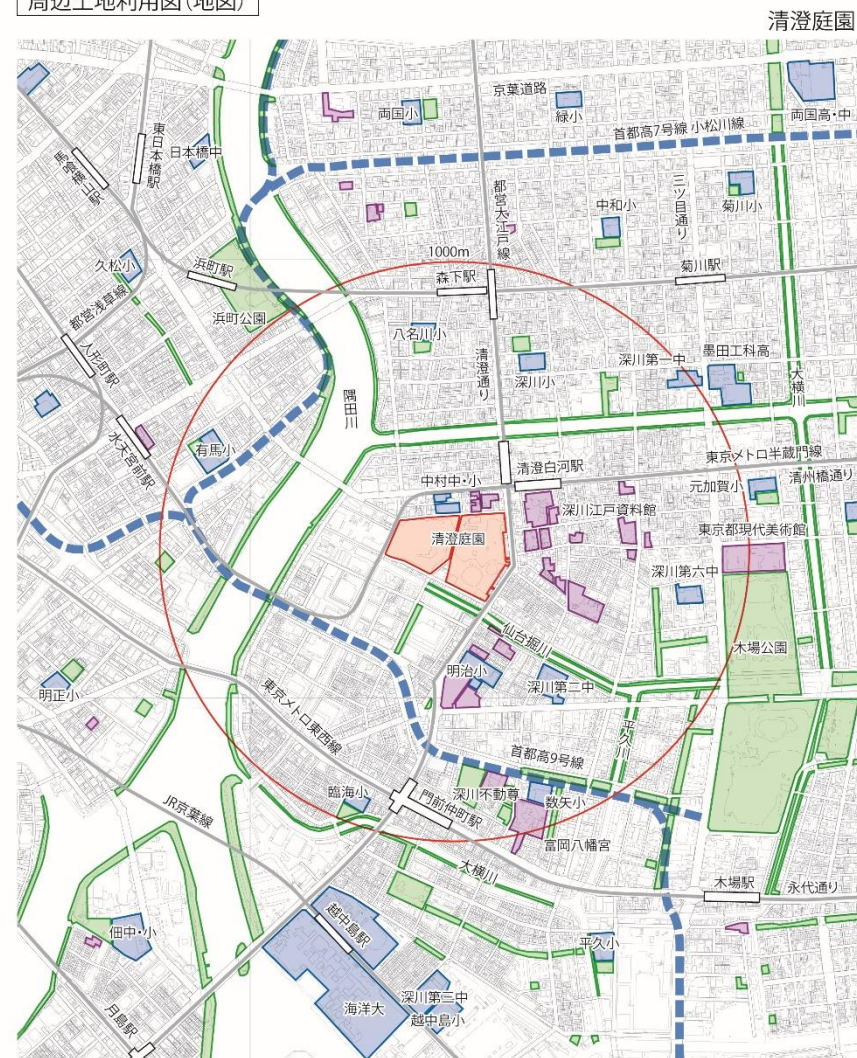
周辺土地利用図(空中写真)



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

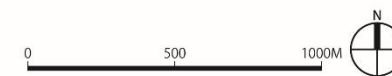
清澄庭園

周辺土地利用図(地図)



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



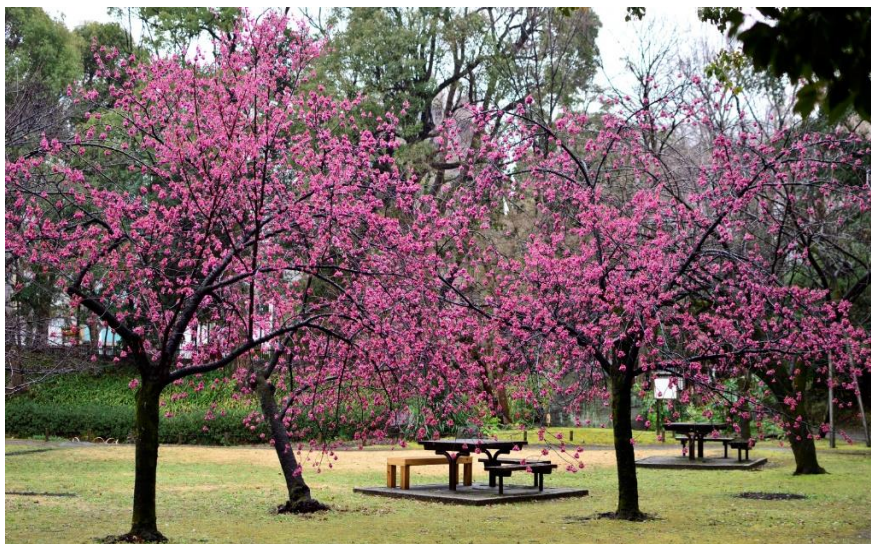
園内の写真



大泉水と涼亭



大泉水と磯渡り



カンヒザクラ



ハナショウブ

IV 資料編

■庭園の沿革

昭和 28 年 8 月	大正記念館再開。(東京都規則第 156 号)	昭和 50 年 12 月	北区中央公園用地借受契約における、西側地区を昭和 51 年 3 月 31 日までに開園するとの特約を履行する見通しがたたなくなったため、契約を変更し、昭和 52 年 6 月 1 日までに開園することとした。
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、あらためて都市計画決定された。(面積 96.6ha)	昭和 51 年 3 月	建設省告示第 418 号により、西側地区の事業認可の更新を受け、事業期間を 51 年度までとした。
昭和 34 年 6 月	東京都告示第 608 号により、開園区域より除外した。(700 坪)	昭和 52 年 6 月	庭園の西側に公開公園 (32,818.44 m ²) を追加開園した。ここの特色は、江東地区民の災害時の避難場所として、有効な空間を確保するため、芝生広場と、防風、防火に有効な樹林とまた防災のための水を供給する池とで成り立っている。
昭和 46 年 12 月	建設省告示第 1922 号により西側地区 (3.28ha) の事業認可を受けた。(事業期間：昭和 46 年 12 月 2 日から昭和 51 年 3 月 31 日)	昭和 54 年 3 月	東京都教育委員会告示第 1 号により、東京都指定名勝に指定された。
昭和 46~47 年	清澄庭園隣接地の民地 32,773.46 m ² を買収した。	昭和 54 年 4 月	庭園の無料化により利用者の増大に伴い、庭園の荒廃化等もあり。庭園の文化財的価値が再認識され、自然環境保全の立場からも庭園の保護についての関心が高まった。庭園の管理はどうあるべきかを検討するため、昭和 51 年 2 月、東京都公園審議会に「庭園 (植物公園も含む) の管理のあり方について」を諮問し、再度庭園部分を有料化した。有料面積 38,771.00 m ²
昭和 47 年 4 月	無料公開	平成 16 年 3 月	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められた。
昭和 48 年 3 月	北区中央公園用地を国から借受けるに際して本公園西側地区を特約公園として、昭和 51 年 3 月 31 日までに開園するとの特約を付した国有地借受契約を締結した。		
昭和 48 年 7 月	区立深川第 2 中学校 PTA から西側区域の一部を同校用地として江東区へ譲渡移管してほしいとの請願が建設労働委員会に付託された。このため造成工事事務を一時保留していたところ、異常な資材高騰にあり工事契約は不調となり、48 年度の造成工事はできなくなった。		
昭和 49 年	江東地区の災害時の避難場所として有効な空間を造成する意味から、障害物の少ない芝生広場と防風、防火に有効な樹林と防火に役立つ水を供給する池、子供の遊び場等設置するため公園造成に着手。		

■ マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成 18 年 12 月	清澄庭園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月	清澄庭園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
平成 27 年 5 月	清澄庭園マネジメントプラン改定
令和 4 年 9 月	清澄庭園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和 7 年 3 月	清澄庭園マネジメントプラン改定

■ 利用状況等データ

1) 年間利用者数の推移

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
年間総計（人）	236,602	199,041	102,168	91,193	245,662

2) 月別利用者数の推移

5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 （人） 236,602	26,093	32,781	18,162	10,971	8,762	14,029
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	29,581	25,179	16,897	14,715	15,232	24,200

3) 有料施設の利用状況

（件）

施設名	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
涼亭	540	504	165	253	674
大正記念館	276	189	43	51	258

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園とした。

令和 2 年 3 月 28 日～令和 2 年 5 月 31 日

令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 6 月 3 日

令和 4 年 1 月 11 日～令和 4 年 3 月 21 日

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	青空話会	5月4日、10月1日	344
	2	花菖蒲と遊ぶ	5月27日～6月11日	12,974
	3	伝統技能見学会	5月14日、11月23日	71
	4	七夕飾り	6月29日～7月9日	4,549
	5	庭さんぽ	6月17日、11月19日、1月14日	117
	6	正月飾りづくり講習会	12月9日	31
	7	正月開園・催し	1月2・3日	1,447
都民協働	1	庭園ガイドボランティア	4月～7月、9月～3月	1,854
	2	庭園作業ボランティア	5月25日、9月28日	5
自主事業	1	関東大震災100年パネル展示	8月22日～9月10日	6,652
	2	中学生・高校生による日本文化体験	11月3日	75
	3	休憩スペースの提供	4月～3月	6,469
	4	清澄庭園ワークショップ	5月5日、8月11日、2月23日	46+52組
	5	紅葉めぐりスタンプラリー	10月14日～12月10日	2,600
	6	夏のいい庭キャンペーン!	7月28日～8月28日	9,315

■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
清澄庭園ガイド倶楽部	庭園ガイド	35

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略(令和3年3月)
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)(令和4年11月)
- ・都市づくりのグランドデザイン(平成29年9月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)
- ・清澄庭園の保存管理計画書(平成25年3月)
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画(共通編)(平成29年3月)
- ・文化財保護法の改正(平成31年4月)文部科学省文化庁
- ・東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)
- ・北区地域防災計画(令和6年改定)